

共通仕様書

土木工事編 I

(土木工事共通仕様書)

令和2年10月1日
令和3年4月1日一部改正

16. 通知とは、発注者又は監督員と受注者又は現場代理人の間で、監督員が受注者に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
17. 連絡とは、監督員と受注者または現場代理人の間で、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し、緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの手段により互いに知らせることをいう。
18. 情報共有システムとは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。
19. 書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、記名したものを有効とする。
20. 確認とは、契約図書に示された事項について、臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
21. 立会とは、契約図書に示された事項において、監督員が臨場し、内容を確認することをいう。
22. 段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。
23. 把握とは、監督員が臨場もしくは受注者が提出又は提示した資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、受注者に対して認めるものではない。
24. 検査とは、受注者が施工した工事目的物と設計図書とを照合して確認し、契約の適正な履行を確保することをいう。
25. 検査員とは、福島県工事検査実施要綱第4条に規定する検査員であり、福島県工事検査実施要綱に基づき工事検査を行う者をいう。
26. 中間検査とは、約款第32条の2及び中間検査実施要領に基づき行うものを行い、請負代金の支払いを伴うものではない。
27. 同等以上の品質とは、品質について、特記仕様書で指定する品質、又は特記仕様書で指定がない場合には、監督員が承諾する試験機関の品質の確認を得た品質、もしくは、監督員の承諾した品質をいう。なお試験機関の品質の確認のために必要となる費用は受注者の負担とする。

28. 工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び跡片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
29. 工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場制作工のいずれかに着手することをいう。
30. 準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。
31. 工事とは、本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。
32. 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
33. 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。
34. 現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。
35. 工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地又は水面の区域をいう。
36. JIS規格とは、日本産業規格をいう。
37. S Iとは、国際単位系をいう。
38. 現場発生産品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。
39. 公的試験機関とは、国及び地方公共団体の試験機関並びに国及び地方公共団体が設立に関わった公益法人の試験機関（県内ではふくしま市町村支援機構）をいう。

1 - 1 - 3 「ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針」の取扱い

1. 受注者は、「ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針」¹⁾（以下「UD指針」という。）に基づき施工しなければならない。また、進捗に合わせて「UDチェックリスト」²⁾により確認し、必要に応じ工事完成後監督員へ提出しなければならない。

1)、2)は福島県のホームページに掲載

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025a/doboku-ud.html>

2. 受注者は、設計図書の照査において指針と設計図書との相違を発見した場合は、監督員に協議しなければならない。

しなければならない。

2. 受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、書面により監督員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。
3. 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成30年7月改正法律第72号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。

1 - 1 - 47 保険の付保及び事故の補償

1. 受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に設計図書に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。
2. 受注者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。
3. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。また加入する労災保険関係の項目を現場の見やすい所に掲示するものとする。
4. 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
5. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その対象となる労務者について証紙を購入し、当該労務者の共済手帳に証紙を貼付しなければならない。

また、当該請負代金額から消費税を除いた額が100万円以上となる工事の受注者は、組合の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を次により発注者に提出しなければならない。

- ア. 最初に提出する収納書は、当該請負代金額から消費税を除いた額に2/1,000を乗じて得た額以上の当該工事請負契約に係るものとし、**工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に提出するものとする。**
- イ. 前記アによって処理した後、貼付の状況、契約変更などにより増減の必要が生じた場合は、その都度必要数を購入し、収納書は、完成届提出の際

はならない。

2-2-8 巨 石

巨石は、天然に産し、概ね40cm～100cmのものとし、形状は概ね卵体とし、表面が粗雑なもの、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。

2-2-9 その他の砂利、碎石、砂

1. 砂利、碎石の粒度、形状及び有機物含有量は、本共通仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。
2. 砂の粒度及びごみ・どろ・有機不純物等の含有量は、本共通仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。

第3節 骨 材

2-3-1 一般事項

1. 道路用碎石、コンクリート用骨材等は、以下の規格に適合するものとする。

JIS A 5001 (道路用碎石)

JIS A 5005 (コンクリート用碎石及び碎砂)

JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート)

付属書A (レディーミクストコンクリート用骨材)

JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材 (高炉スラグ骨材))

JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材 (フェロニッケルスラグ骨材))

JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材 (銅スラグ骨材))

JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材 (電気炉酸化スラグ骨材))

JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ)

JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)

2. 受注者は、骨材を寸法別及び種類別に貯蔵しなければならない。
3. 受注者は、骨材に有害物が混入しないように貯蔵しなければならない。
4. 受注者は、粒度調整路盤材等を貯蔵する場合には、貯蔵場所を平坦にして清掃し、できるだけ骨材の分離を生じないようにし、貯蔵敷地面全面の排水を図るようにしなければならない。
5. 受注者は、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、細骨材、または細粒分を多く含む骨材を貯蔵する場合に、防水シートなどで覆い、雨水がかからないようにしなければならない。
6. 受注者は、石粉、石灰、セメント、回収ダスト、フライアッシュを貯蔵する場合に、防湿的な構造を有するサイロまたは倉庫等を使用しなければならない。
7. 受注者は、細骨材として海砂を使用場合は、細骨材貯蔵設備の排水不良に

1-3-7 防止柵工

1. 受注者は、防止柵を設置する場合、現地の状況により、位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合には、監督員と協議しなければならない。
2. 受注者は、支柱の施工にあたって、地下埋設物に破損や傷害を発生させないようにするとともに既設舗装に悪影響をおよぼさないよう施工しなければならない。
3. 塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきをJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZ35）の350 g/m²（片面付着量）以上となるよう施工しなければならない。

1-3-8 路側防護柵工

1. 受注者は、土中埋込み式の支柱を打込み機、オーガーボーリングなどを用いて堅固に建て込まなければならない。この場合受注者は、地下埋設物に破損や障害が発生させないようにすると共に既設舗装に悪影響を及ぼさないよう施工しなければならない。
2. 受注者は、支柱の施工にあたって設置穴を掘削して埋戻す方法で土中埋込み式の支柱を建て込む場合、支柱が沈下しないよう穴の底部を締固めておかななければならない。
3. 受注者は、支柱の施工にあたって橋梁、擁壁、函渠などのコンクリートの中に防護柵を設置する場合、設計図書に定められた位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合、監督員と協議して定めなければならない。
4. 受注者は、ガードレールのビームを取付ける場合は、自動車進行方向に対してビーム端の小口が見えないように重ね合わせ、ボルト・ナットで十分締付けなければならない。
5. 受注者は、ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書で定めた強度以上あることを確認した後、コンクリート基礎にかかる所定の力を支持できるよう土砂を締固めながら埋戻しをしなければならない。
6. 受注者は、ガードケーブルを支柱に取付ける場合、ケーブルにねじれなどを起こさないようにするとともに「防護柵の設置基準・同解説」（日本道路協会）に基づき所定の張力を与えなければならない。

は20m間隔とする。

- (2) 受注者は、オーバーレイ工に先立って施工面の有害物を除去しなければならない。
- (3) 既設舗装の不良部分の撤去、不陸の修正などの処置は、**設計図書**によるものとする。
- (4) 受注者は、**施工面の異常の有無を監督員に報告し、異常を発見したときは、**すみやかに監督員と設計図書に関して協議しなければならない。
- (5) 受注者は、クラック抑制シート張りの継目については、シートの重ね合わせを5～8cm程度としなければならない。

2. 舗 設

- (1) セメント、アスファルト乳剤、補足材などの使用量は**設計図書**によるものとする。
- (2) 舗装途中の段階で交通解放を行う場合は、**設計図書**に示される処置を施さなければならない。

1-6-18 アスファルト舗装補修工

1. 受注者は、わだち掘れ補修の施工については、**設計図書**の照査のため、施工前に縦横断測量（縦横断図作成のための測量ではない）を行い、舗設計画面図面を作成し、監督員と**協議**しなければならない。なお、**設計図書**に縦横断図が無い場合は、監督員と**協議**しなければならない。

なお、縦横断測量の間隔は**設計図書**によるものとするが、特に定めていない場合は、20m間隔とする。

2. 受注者は、わだち掘れ補修の施工に先立って施工面の有害物を除去しなければならない。
3. わだち掘れ補修施工箇所の既設舗装の不良部分の除去、不陸の修正などの処置は、**設計図書**によるものとする。
4. 受注者は、わだち掘れ補修の施工にあたり施工面に異常を発見したときは、その処置方法について施工前に監督員と**協議**しなければならない。
5. 受注者は、わだち掘れ補修の施工については、本条第2項、第3項、第4項により施工面を整備した後、第3編第1章第6節一般舗装工のうち該当する項目の規定に従って舗設を行わなければならない。
6. 受注者は、わだち掘れ補修の施工にあたり、施工箇所以外の施工面に接する箇所については、施工端部がすり付けの場合はテープ、施工端部がすり付け以外の場合はぬき及びこまい等木製型枠を使用しなければならない。

の規定によるものとする。

1-11-3 防止柵工

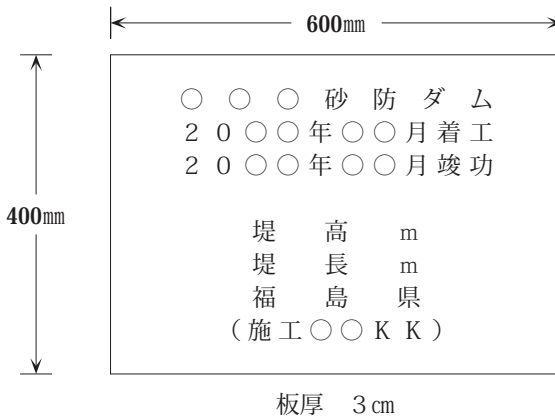
防止柵工の施工については、第3編1-3-7防止柵工の規定によるものとする。

1-11-4 境界工

境界工の施工については、第3編1-3-34境界工の規定によるものとする。

1-11-5 銘板工

受注者は、銘板及び標示板の設置にあたって、材質、大きさ、取付け場所を設計図書のとおりに行わなければならない。ただし、特に指定のない場合は監督員の指示によらなければならない。



1-11-6 点検施設工

受注者は、点検施設を設計図書に基づいて施工できない場合には、監督員と協議しなければならない。

第12節 付帯道路工

1-12-1 一般事項

本節は、付帯道路工として作業土工（床掘り・埋戻し）、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、側溝工、集水樹工、縁石工、区画線工その他これらに類する工種について定めるものとする。

第2節 工事名標示板における県産木材使用の確認方法について

2 1 確認方法

- 1 受注者は、別紙県産材証明機関に「県産材証明願（県産材証明様式）」により証明を依頼する。
- 2 依頼を受けた県産材証明機関は、県産材であることを確認のうえ、受注者に「県産材証明書（県産材証明様式）」を発行する。
- 3 受注者は、「県産材証明書」裏面の「使用記録」に、使用する当該工事に係る必要事項を記載するとともに、現場代理人はその工事に使用することの証として記名するものとする。また、「使用記録」には、発注機関にかかわらず記載するとともに、当該証明書が証明している杵材全ての使用記録を記載するものとする。
- 4 受注者は、「県産材証明書」の写しを施工計画書に添付するものとする。なお、「県産材証明書」の原本は受注者が保管するものとする。
- 5 当該工事が変更設計により工期に延長短縮があった場合には、受注者は「使用記録」に変更の工期を記載するとともに、上記3同様、現場代理人は記名し、「県産材証明書」の写しを変更施工計画書に添付するものとする。
- 6 杵材を次工事等で転用して使用する場合は、上記3から5のとおり「使用記録」を追記し「県産材証明書」の写しを施工計画書に添付するものとする。
- 7 現地発生木材等を使用する場合は、現地において監督員に確認を受けるとともに上記3から5に準じて「使用記録」を作成しその写しを施工計画書に添付するものとする。

2 2 県産材証明機関

県産材の証明機関は、別添「県産材証明機関一覧（森林組合連合会関係）」及び「県産材証明機関一覧（木材協同組合連合会関係）」による。

2 3 確認方法の運用

- 1 既に「県産材証明書」が発行されている場合は、上記「2 - 1 確認方法」に準じて、裏面に「使用記録」を記載するものとする。この場合に記載する使用記録は、平成17年2月1日以降契約でその杵材を使用した全ての工事とする。
- 2 既に「県産材証明書」の原本を発注機関に提出した場合は、受注者の所有する写しに「使用記録」を追加し利用するものとする。

2 5 県産材使用記録

発注機関	工事番号・工事名	基数	工期	現場代理人名
記入例 福島県 県北建設事務所	12-41310-0000 工事	2	当初 12. 4.11 ～ 12.12. 5	福島 太郎
			変更 12. 4.11 ～ 13. 1.21	福島 太郎
			当初 . . ～ . .	
			変更 . . ～ . .	
			当初 . . ～ . .	
			変更 . . ～ . .	
			当初 . . ～ . .	
			変更 . . ～ . .	
			当初 . . ～ . .	
			変更 . . ～ . .	
			当初 . . ～ . .	
			変更 . . ～ . .	
			当初 . . ～ . .	
			変更 . . ～ . .	

欄が足りなくなった場合は、別途添付すること。